

しが障害者施設応援企業認定要領にかかるQ A

NO	内容	回答
1	しが障害者施設応援企業に認定されるとどういったメリットがあるのか。	この認定を受けていることは、滋賀県土木交通部が実施する入札参加資格審査の評価項目において、3点の加点対象となるほか、 <u>総合評価一般競争入札またはプロポーザルにおける落札者決定において評価対象となっております。</u>
2	申請から認定までにどれぐらいの期間がかかるのか。	4月～7月末までの申請期間中に受け付けた申請に関しては、 <u>おおむね申請月の次月中に認定通知を发出します。</u> 添付書類の不足等により確認が必要な場合などは发出が遅れる場合があります。
3	発注実績とは税込みのことか。	お見込みのとおり、税込みでの実績です。
4	障害者施設等が扱っている物品・役務はどういったものがあるか。	滋賀県ホームページに生産活動を行っている事業所の物品・サービスリストを掲載しています。 また、大量の発注や比較的規模の大きな役務に関しては共同受注窓口（滋賀県社会就労事業振興センター）から複数の事業所に発注することも可能です。
5	第2(2)ニにおける「生産活動に直接資する材料、物品等」とはなにか。	その材料、物品等を利用して、障害者就労施設等の障害者が生産活動を行い、便益を得ることができるものです。 たとえば、被膜電線、木材、使用済みパソコン、緩衝剤（発泡スチロール）等があります。 その他個別の事例については、ご相談ください。
6	第2(2)ニにおける「定期的に提供していること」とはどの程度の頻度か。	生産活動を行う障害者就労施設等は、障害者の働く場および就労のための訓練の場であることに鑑み、おおむね1年間の生産活動が可能な程度と想定していますが、提供される物品等や、一度に提供される量等にもよるため個別に判断します。
7	第2(2)ニにおける、「ハに掲げる～金額に相当する便益がある」とはどういうことか。	提供し、かつ障害者就労施設等で生産活動に利用された材料、物品等の市場価格の年度内平均額が別表に定める額に相当するということです。
8	第3において、前年度実績により認定とあるが、物品の発注が3月、納品、支払いが4月、認定申請が5月となった場合当該調達はどの年度の実績となるのか。	納品のあった4月の属する年度の実績となります。 また、役務の場合、3月中に役務の提供を開始し、4月中に終了したときは、役務の提供が開始された3月の属する年度の実績となります。
9	第3において申請期間の4月～7月末までに、取引事業所等から領収書などの証	第3ニ(2)に従い、申請期間中に申請してください。 期限を過ぎて提出となった場合、認定が遅れたり、

	明書の入手ができず、申請が遅れた場合 どうなるか。	認定できない場合があります。
10	認定通知を紛失した場合、再発行は可能 か。	任意様式により、障害福祉課に再発行申請をしてい ただければ、発行した認定通知書の写しを発出しま す。ただし、発出できるのは前年度までの認定通知 書の写しです。